

## プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について

2024年2月26日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

当取引所は、プライム市場をグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場と位置づけ、上場会社の英文開示を促進してきました。2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂により、プライム市場の上場会社について、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべき旨が追加されたことなども踏まえ、近年、プライム市場上場会社においては、英文開示の取組みが進展しています。

一方、海外投資家からは、依然として、日本語と英語の情報量や開示のタイミングの差といった情報の非対称性が投資の制約になっている等、改善の必要性が指摘されています。

こうした状況を踏まえ、今般、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、プライム市場の英文開示の拡充に向けて、所要の制度整備を行います。

### II 概要

項 目	内 容	備 考
1. 英文開示に関する努力義務の新設	<ul style="list-style-type: none"><li>・ プライム市場上場会社は、重要な会社情報について、可能な限り、日本語による開示と同時に、英語により同一の内容の開示を行うよう努めるものとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。</li></ul>
2. 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化	<ul style="list-style-type: none"><li>・ プライム市場上場会社は、決算情報及び適時開示情報について、日本語による開示と同時に、英語による開示を行うものとします。</li><li>・ この場合において、英語による開示については、日本</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定します。</li><li>・ 「決算情報」とは決算短信・四半期決算短信、また、当該決算の内容について補足説明資料を</li></ul>

項 目	内 容	備 考
	<p>語による開示の内容の一部又は概要を開示すれば足りるものとします。</p>	<p>作成し投資者へ提供する場合にあつては、当該補足説明資料をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「適時開示情報」とは、上場会社がTDnetを利用して適時開示する会社情報をいいます（上場規則において適時開示を求めている会社情報（上場会社または子会社等の決定事実、発生事実、業績予想の修正等。上場会社の決算情報は除く。）のほか、会社が任意で適時開示する会社情報を含みます。）。</li> <li>・ 英語による開示については、日本語による開示と同時に行うことが求められますが、例えば、発生事実に係る開示など急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合であつて、英語による同時開示を行おうとすると、日本語による開示の遅延が生じるときは、この限りでないものとします。</li> <li>・ また、英語による開示については、日本語による開示の参考訳として求めるものとし、その内容の正確性については実効性確保措置の対象となりません。なお、英語による開示自体を行っていない場合には、実効性確保措置の対象となる場合があります。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> <li>英文開示に必要な体制の整備に時間を要する企業も想定されることから、具体的な実施予定時期を記載した書面を当取引所に提出している上場会社については、施行から1年の間、決算情報及び適時開示情報に関する英文開示を猶予します（2025年3月下旬を目途に、当取引所のウェブサイトで、適用猶予を受ける上場会社の名称や英文開示の実施予定時期を記載した一覧を公表します。）。</li> </ul>

### Ⅲ 実施時期（予定）

- 2025年4月を目途に実施します。

以 上